

広島県告示第八百六十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定によって、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出があった。

平成二十年十月二十七日

広島県知事 藤田 雄山

指定居宅介護支援事業者	主たる事務所の所在地	名称	居宅介護支援事業を廃止した事業所		廃止年月日
			所在地		
福田電工株式会社	福山市春日町一丁目五番五八号	ケアプランまごころ	福山市千田町千田二一九三一一		平成二〇年七月三十一日
特定非営利活動法人えーる	福山市新涯町五丁目四番二一七号	居宅介護事業所えーる	福山市野上町一丁目九番二六号		平成二〇年八月三十一日
ウエルビー株式会社	広島市西区商工センタ一六丁目一番一一号	サンキ・ウエルビー介護センタ一八木	広島市安佐南区八木四丁目三番六号		平成二〇年九月三〇日
ウエルビー株式会社	広島市西区商工センタ一六丁目一番一一号	サンキ・ウエルビー介護センタ一広島東	広島市東区曙五丁目三一五		平成二〇年九月三〇日
ウエルビー株式会社	広島市西区商工センタ一六丁目一番一一号	サンキ・ウエルビー介護センタ一広島西	広島市西区楠木町一丁目一〇番二四号		平成二〇年九月三〇日
ウエルビー株式会社	広島市西区商工センタ一六丁目一番一一号	サンキ・ウエルビー介護センタ一しまなみ	尾道市山波町三三五番地一		平成二〇年九月三〇日
ウエルビー株式会社	広島市西区商工センタ一六丁目一番一一号	サンキ・ウエルビー介護センタ一はつかいち	廿日市市住吉一丁目三番三一号福原ビル一階		平成二〇年九月三〇日